

伊奈町文教民生常任委員会

令和5年3月6日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和5年3月6日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	8時58分
・休憩	午前	9時05分
・再開	午前	9時06分
・休憩	午前	9時07分
・再開	午前	9時08分
・休憩	午前	9時10分
・再開	午前	9時10分
・休憩	午前	9時15分
・再開	午前	9時18分
・休憩	午前	9時23分
・再開	午前	9時24分
・休憩	午前	9時27分
・再開	午前	9時28分
・休憩	午前	9時29分
・再開	午前	9時29分
・休憩	午前	9時34分
・再開	午前	9時34分
・休憩	午前	9時45分
・再開	午前	9時46分
・休憩	午前	9時57分
・再開	午前	9時58分
・休憩	午前	10時04分
・再開	午前	10時06分
・休憩	午前	10時09分
・再開	午前	10時10分
・休憩	午前	10時13分
・再開	午前	10時13分
・休憩	午前	10時14分
・再開	午前	10時15分
・休憩	午前	10時16分
・再開	午前	10時16分

- ・休憩 午前 10時17分
- ・再開 午前 10時17分
- ・休憩 午前 10時28分
- ・再開 午前 10時29分
- ◎閉会 午前 10時30分

4. 出席委員名

委員長 五味雅美

副委員長 山野智彦

委員 栗原恵子、藤原義春、上野尚徳、大沢 淳、青木久男

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴 局長補佐 釵持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 松田正、教育次長 増田喜一、企画課長 秋山雄一、企画課主幹、野本陽、住民課長 濱野邦光、社会福祉課 影山歩、いきいき長寿課長 小林薫子、子育て支援課長 秋元和彦、保健医療課長 久木良子、健康増進課長 野口則晃、クリーンセンター所長 戸井田隆、教育総務課長 吉川誠一、学校教育課長 稲垣裕子、学校給食センター所長 小坂真由美、生涯学習課長 木須浩

開会 午前 8時58分

○五味雅美委員長 おはようございます。

先週は、予算特別委員会大変お疲れさまでした。執行部の皆さんも大変お疲れさまでした。今日は文教民生常任委員会、この任期最後の委員会となります。よろしく申し上げます。皆様にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の着用や、発言する際はマイクの向きやマイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、町民の方から、本委員会を傍聴したい旨、申出は今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○五味雅美委員長 ご異議なしと認め、許可することに決定いたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は、今、委員長からお話がありましたように、今議会、最後の文教民生常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、着座で失礼させていただきます。

最近、朝晩を除いて大分暖かくなりましたけれども、今日は暦では啓蟄だそうです。啓蟄を過ぎると、今度は春分ということで、暑さ寒さもなんていうふうな話になりますけれども、これから暖かくなりますので、少し体も動かしやすくなるかなと思っております。

予算特別委員会では、本当にご検討いただきありがとうございます。文教民生の担当では、令和5年度は学校のトイレの関係を直すということで、小針中学校と伊奈中学校が今回工事になります。そして、設計については南中学校ということで、これが終わりますと小・中学校の全てのトイレが洋式になるということで、大変うれしく思っております。ご承認いただいたこと、改めてお礼を申し上げて、挨拶いたします。ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○五味雅美委員長 当委員会に付託された案件は、議案5件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に

入ります。

初めに、第6号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）の所管事項を議題とします。

質疑を行います。

17ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○五味雅美委員長 ありませんので、次に移ります。

17ページから20ページの第3款民生費について質疑はありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 17ページの一番下、障害者自立支援サービス支給事業ですが、利用増によるものというご説明がありました。特に増えたものとか、何か特徴的なものがあるかどうかご説明をお伺いします。

○五味雅美委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 こちら、複数あるサービスの中で大きく増えたのは、就労継続支援Bの増加とグループホームの利用者の増加でございます。

まず、就労継続支援Bは、一般企業での就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。こちらが当初見込みで月平均48人と見込んでおりましたが、12月末現在では63人、今後さらに増え70人ぐらいになると見込んでおります。

次に、グループホームですが、こちらは利用できる施設が増えたことや、近隣などに通う方も増えたことによりまして、当初見込みでは月平均25人ぐらいと見込んでおりましたが、12月末現在で既に33人の方が利用しております。

このような要因から、当初予算を上回る見込みであることから、増額補正をお願いしたいものでございます。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 需要への対応、ありがとうございます。引き続きよろしく願います。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 今のに関連してですけれども、費用が増加したということで、人数が増えたということはどうなんでしょうか。先ほど当初予算と12月末、そして現在、補正予算を組むということで、その補正予算の原資です。2つ目のグループホーム、25人、33人とありました。今後予想される人数はさらにどのくらいか上乘せされるんでしょうか。

○五味雅美委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 令和5年3月末で35人ぐらいになるのではないかと予測しております。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 補正予算の2,325万2,000円で、この2つだけではもちろんないんですけども、この主に増加するという項目、2つ、今、挙げられましたけれども、その概算予算はどのくらいなんでしょうか。

○五味雅美委員長 社会福祉課長。

○影山 歩社会福祉課長 就労継続は、当初予算より1,850万円増える見込みで、グループホームは当初予算より1,400万円増える見込みと捉えています。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 1,400万円ですね。分かりました。ありがとうございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時06分

○五味雅美委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21ページから22ページの第4款衛生費に移ります。ただし、第3項上水道費を除きます。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 クリーンセンターの光熱水費に関してなんですけれども、昨今の値段の上昇ということだと思えるんですけれども、これ、全体で年間これまで光熱費がどれぐらい追加になったか、分かればお願いいたします。

○五味雅美委員長 クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 令和4年度当初5,847万4,000円だったものが、9月にも補正をさせていただいて8,307万円で、今回で575万6,000円を追加いたしまして8,882万6,000円となったものでございます。

少しお待ちください、すみません。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時08分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 当初予算に比べまして、3,035万2,000円増加したのになります。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 この金額ですけれども、普通に上がった金額だと思うので、来年度以降は当初予算からこの3,035万円加算されたぐらいが基準になるという考え方でよろしいでしょうか。

○五味雅美委員長 クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 来年度につきましては、当初で1億1,953万1,000円の予算を予定しております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 もう少し調べておけばよかったですけれども、要は今年度の当初予算から

3,035万円分ぐらいを足した金額を見込んでいるというニュアンスでいいでしょうか。今の、次年度の数字というのは。

○五味雅美委員長 クリーンセンター所長。

○戸井田 隆クリーンセンター所長 今年度の当初予算の約倍になる予定でございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 続いて、基幹的設備改良事業ですけれども、それほど大きい数字ではないんですけれども、支出金が減って一般財源が増えた理由があれば、お聞かせいただければと思います。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時10分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

上野委員。

○上野尚徳委員 聞き方が悪かったかもしれないんですけれども、一般財源の割当てが48万円増えたということなんですけれども、要は地方債も180万円減っているんで、その部分を地方債と記載しないで、一般財源から回したということと、あと、同様の理由で国・県支出金が減ったという解釈でよろしいのでしょうか。

○五味雅美委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 委員がおっしゃるとおりで、地方債と国・県支出金の減の分が一般財源に寄ったという解釈でよろしいのかなと思います。

以上です。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、次に移ります。

25ページから26ページの第9款教育費について、質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 25ページの価格高騰対策学校給食費負担軽減事業ですが、特別支援学校と私立の学校についての周知と、それから申請状況を教えてください。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 まず、周知の仕方なんですけれども、2月の広報いな、それから町のホームページ、フェイスブック等に掲載をさせていただいて周知を図ったこと、それから私立小・中学校、それから特別支援学校等、いわゆる町立の小・中学校に通われていない児童・生徒におかれましては、2月の中旬になります、再度案内を郵送で発送させていただいております。

実際、私立の小・中学校等の申請率の状況なんですけれども……失礼しました。手持ちでは、私立の小・中学校に通われている児童・生徒のところのみになるんですけれども、私立の小学校に通われている児童につきましては、申請率、2月末現在で40%、それから私立の中学校に通われている生徒につきましては、約70%の申請率となっております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 私立の小・中学校は、学校によると思うんですが、給食というものがそもそもあるのでしょうか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 委員がおっしゃるとおり、給食というものについては、あたりなかつたりというようなことで、大半がないようなことも聞いてはおります。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 ない場合は、いわゆるお弁当とかという対応をされていると思うんですけれども、当然そこも食材費が高騰しているわけですから、そこへの負担軽減ということで、当然事業には意味があると思います。

もう一つは、特別支援学校についてなんです、もともと別の制度で、実質無料で、学期末に返金されているのが通常だと思うんですが、それとの兼ね合いの手続はどういうふうになっているのでしょうか。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時18分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

大沢委員の回答については、準備ができ次第お願いします。

次に、山野副委員長。

○山野智彦副委員長 給食センターの工事の確定による金額変更ということですが、改めて改修工事の内容につきまして質問させていただきます。

○五味雅美委員長 給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 今回入れました工事につきましては、トレー洗浄機というものでして、学校で、いわゆるお盆、配膳用のお盆を洗浄する機械を入れ替えさせていただきました。こちらの機械につきましては、給食センター開所当時から設置していたものでしたので、かなり老朽化が進んでいたというところで入れ替えさせていただきました。

以上となります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 ありがとうございます。

○五味雅美委員長 いいですか。

○山野智彦副委員長 はい。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今のに関連しまして、当初予算は幾らだったんでしょうか。

○五味雅美委員長 給食センター所長。

○小坂真由美学校給食センター所長 予定価格としましては、2,629万円を予定しておりました。今回一般競争入札によりまして、3社応札がありましたが、1社辞退がございましたので、2社によります入札によりまして、実際の契約価格は、2,052万円、こちらは税抜きですけれども、2,052万円の契約をさせていただきました。

以上となります。

○五味雅美委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

○五味雅美委員長 ほかにはありませんか。

学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 お時間を頂戴して申し訳ございません。

まず、1点訂正を先にさせていただきます。

先ほど、委員ご質問の私立の小・中学校、それから特別支援学校の申請率はということでご質問いただき、私で、特別支援学校についてはちょっと手持ちで資料がとお答えしたのですが、先ほどお答えさせていただきました私立の小学校、それから私立の中学校の中に、特別支援学校の児童・生徒の数も含んだ状況、私立の小学校、それから特別支援学校、それから私立の中学校と特別支援学校に通われる方も含まれていたということで、訂正をまずさせていただきます。

2点目、先ほどご質問いただきました県立の特別支援学校の申請につきましてですけれども、こちらにつきましては支援金という形で、町立小・中学校の給食費でお支払いいただいている金額を上限にして支援とさせていただくとなっております関係で、それぞれから申請をいただきまして、その後、特別支援学校、県に戻させていただいて、県で、要は給食費としてお支払いいただいて、援助が出ている分については勘案させていただくといったような流れになっております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 差額を支給するという結論になるのでしょうか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 最終的にはそのような形になるかと存じます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 差額というのは大体どのぐらいになるのでしょうか。例えば1か月当たりとかで、もしくはこの期間だけでも構わないですけれども。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 特別支援学校それぞれのお子さんが1月幾らではなく、例えば登校した日数等で食数を数えているため、1か月必ず幾らといったようなことを少々お答えできないところがございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 以上です。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

議案6号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第6号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○五味雅美委員長 起立全員です。

よって、第6号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時24分

○五味雅美委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7号議案 令和4年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 全員協議会の説明にもありましたが、改めてお聞きしますが、6ページの基

金繰入金で、この補正によって基金の残高が幾らになる予定なのか教えてください。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 今回の補正後の基金の残高見込みになりますが、1億1,818万7,866円になります。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 以上です。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 歳入について、一般会計の繰入金で未就学児の均等割を半額にするというところで、繰戻しというんでしょうか、99万6,000円ございました。

その内容を聞く前に、国民健康保険の世帯主、そして世帯主を含めた加入者、そして均等割の人の、未就学児ですね。その人数をお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 この内容は、今回の基盤安定に係る軽減対象者と未就学児の人数ということでしょうか。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 その前に、一般的に国民健康保険の加入者、世帯主と、それから加入者、それから未就学児の人数をお願いします。全体です。

○久木良子保険医療課長 承知いたしました。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時28分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 2月末現在のものになります。世帯数が4,934世帯で、被保険者全体では7,550人で、未就学児に関しましては163人ということになっております。

○五味雅美委員長 もう一度、百……

○久木良子保険医療課長 163人です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 それで、今回の補正で、一般会計に99万6,000円を戻すわけですが、その内訳をお願いします。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時29分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 未就学児の人数になります。

先ほど申しあげました被保険者数というのが毎月のカウントでして、今回の未就学児均等割保険料に関しましては、調定ベースでのカウントになりますので、若干その人数が変わってきますが、今回の確定後の未就学児の人数が186人ということになっております。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 去年の3月の、令和4年度の予算のときに、対象者は180名と聞いております。246万円ほどがそのトータルになるんだと。要するにその分だけ一般会計から繰り入れるんだという話だったんですね。今回99万6,000円、180人から186人、先ほどの未就学児163人と、ここら辺よく分かりにくいんですけども、そこのところをもう一回説明をお願いします。

当初予算が180人、それで予算を繰り入れて、一般会計から。それで、今聞きました、最初に未就学児は163人。186人という数字も、今、伺いました。増えたんでしたらば、一般会計から繰入れを増やさなくてはいけないんじゃないですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 まず人数の矛盾から申し上げますと、163人というのが、毎月の月末の人数ということで、2月末の未就学児の人数が163人で、先ほど、今回の補正に係る人

数につきましては186人で、当初予算が180人ということで、当初の金額につきましては、未就学児の場合7割、5割、2割の軽減、効いた後、半分に、軽減になるというものですので、ちょっとそのあたりの軽減の金額が、試算ですので、そのあたりに少し差異が生じたということになります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 半額にするというのと、一般的にそのグループと、それから軽減7割、5割、2割の軽減のところの半額と、2つに分けると、単純には計算できないということが分かります。

この99万6,000円というのが、どういうふうに算出されたのが、まだ分からないんですけども。

先ほど話がありました、この該当者の人数が186名ということで、それで、今回年度末ですので、一般会計に繰り戻すという金額がこれだけあるんですけども、そうすると、半額になる人が少なくなったということの理解しかできないんですけども、そうではないと思うんですけども、どういう理由なんですか。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 未就学児の軽減の当初のときは、5割軽減分に未就学児の被保険者数を掛けた単純な計算をしておりました。確定後は、7割と5割、2割、それぞれ軽減が効いた後から半分になりますので、軽減額が少なくなるということになるんですね。

ですので、単純に未就学児5割の方だけではなくて、軽減対象の方もいらっしゃいますし、そういったことで軽減額が少なくなるということになっております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 予算を組むときに、7割、5割、2割の軽減で、7割、2割を置いておいて、真ん中の5割でもって算定して半額にした。そういう予算を組んだという話は、当初その予

算審議のときに、そのまた半額を軽減するとはっきり聞いているので、それは予算に組みなくては駄目ではないですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 その5割といたしますのが、まず、低所得者に対する軽減として7割と5割と2割という軽減がございます。それとは別に、未就学児についての5割ということになりますので、その未就学児の分に関しては、その時点で所得の状況が分かりませんでしたので、未就学児の均等割について、5割の軽減を、試算をしたということです。

ですので、7割、5割、2割の軽減、効いた後の5割という計算ではなくて、単純に未就学児に係る均等割を5割軽減した金額を試算しているということになります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 その支給が少なくなった、余ったという理由の主なものなんですか。

7割、5割、2割の軽減のほかに、一般的にはもっとあるのではないですか、それ以外の軽減のない人の、いわゆる予算との支給の違いというのはいないんですか。そこだけ、7割、5割、2割のところだけ、計算をしなかった分が減ったと、当初より少なかったと。それで、その軽減以外の方、一般にそっちがずっと多いんですけれども、均等割でいきますと、もう一つ療養分と後期高齢者分で約1万5,000円くらいですか、安くなるという、半額ですから。そっちは、何らあまり当初の計算と変わらなかったということなんですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 未就学児に関する計算につきましては、おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 条例改正されて、この間審議した令和5年度の国民健康保険の予算でも、同じような算定で計上してあるんですか。そうでないほうが私はいいと思うんですけれども。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 令和4年度の予算計上時には、システムの導入がされる前の試算でしたので、軽減部分について近い数字が取れなかったということがございます。

令和5年度につきましてはもう運用が始まっておりまして、近い数字の試算ができていく状況で予算を見込んでおります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 今年度の実績を基に、恐らく来年度の予算を組んだかなと思うのですけれど

も、予算はどのくらい増えているんですか。これは予算特別委員会で聞けばよかったです。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 今年度は、昨年度の予算に、当初に比べますと減っております、当初予算で152万4,000円を見込んでおります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 152万円減っている予算を、令和5年度の予算に計上してある。まあ一般会計からの繰入金と考えていいんですけれども、そういうことですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 予算額が152万4,000円です。昨年度は284万4,000円でしたので、そうですね、130万円程度減額をしたものを計上しております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 差額ですからね。130万円ほど減額ということで、分かりました。

この均等割が半額になるというのは、これは国の制度ですけれども、とてもいいと思うわけなんですけれども、国民健康保険の構成人からしても、ちょっと未就学児も大変少ないんですけれども、大変ありがたい制度だということで、分かりました。ありがとうございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第7号議案 令和4年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 令和4年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 8ページの基金積立金で、先ほどと同様にこの補正予算での基金残高を教えてください。

○五味雅美委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 令和4年度末の残高見込みでございますが、1億3,424万3,817円でございます。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 以上です。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 6ページの国庫支出金のところなんですけれども、保険者機能強化推進交付金と介護保険者努力支援交付金というのがあります。似たようなものに見えるんですが、その目的の違いとか内容の違いを教えてください。

○五味雅美委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 まず、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の実績を指標として評価をいたします。それに基づき交付されるものでございます。

また、もう一方の保険者努力支援交付金につきましては、先ほどの強化推進交付金の項目のうち、特に高齢者の予防、健康づくりに関する重要な取組の実績を指標とするものでございます。例えば努力支援交付金では、介護予防日常生活総合事業の創設や周知、それと、生活支援コーディネーターの設置、また、認知症初期集中支援チームの設置、そういったものが努力者支援には追加されております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 いずれも事業者への支援ということの理解でよろしかったでしょうか。

○五味雅美委員長 いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 ありがとうございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

いきいき長寿課長。

○小林薫子いきいき長寿課長 失礼いたしました。

私、質問をよく理解せず返答しえしましたが、これは事業者への支援ではございません。保険者である町への支援、交付金になります。

以上でございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長、いいですか。

○山野智彦副委員長 はい、分かりました。

○五味雅美委員長 以上、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案 令和4年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 令和4年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第10号議案 令和4年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案 伊奈町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 まず、最近の出産費用の現状と、今度引き上げられる金額との比較を教えてください。

それから、この増加分の財源について説明をお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 まず、出産費用に係る現状でございますが、今年度の状況です。被保険者の方から出産育児一時金の申請をいただいた際に添付していただいている領収書を確認したんですけれども、金額が、下が38万円台から上が63万円台とかなり幅があるような状況で、入院日数なんかもととてもばらつきがあり、なかなか平均というものを取るのが難しいかなというところなんです。厚生労働省が作成をしております資料に、埼玉県のアVERAGEがでておまして、それが46万1,505円としおります。

今回50万円に引上げになるということですので、県の平均は、50万円を超えていないので戻りが出るかなというところでございます。また、町の状況を見ますと、自己負担分が出る方もいるかなという状況だと考えております。

それから、財源につきましては、8万円の引上げ分につきましては、3分の2が地方交付税措置されるということと、あとはそれに加えて、令和5年度は、1件当たり5,000円の国からの補助が出るということの通知を受けております。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 さらに再来年度、2024年度から、後期高齢者の負担が増えるということなんです。それについて説明をお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 それにつきまして、国で検討中ということで、また令和5年度に入りましてから、詳しい内容がご説明できるかなと思っております。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 これは、若い人と高齢者の分断を生まないということが非常に重要になってくると思いますので、その点について十分配慮していただきたいということを、国に対してメッセージをしたいということで、以上です。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 3万円の加算のところの条件についてお伺いをしたいと思います。

健康保険法施行令第36条の規定ということなんです。よく分からないんですが、特定出

産事項に関する状況が起きたときに、3万円を加算するものと読んだんですけども、このあたりのご説明をお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 この3万円につきましては、医療機関が産科医療補償制度の掛金に係る費用につきまして加算が認められているもので、3万円を上限として加算ができるという内容になっております。

この産科医療補償制度といいますのが、出産時に脳性麻痺等の障害を負った場合、補償ができるという保険ですか、これに医療機関側が加入した際に、被保険者の方が出産して費用をお支払いするときに、その分も加算されて請求がありますので、この分について、3万円を上限として、今、一律でこの掛金というのが1万2,000円になっております。ですので、3万円を上限として、規則で1万2,000円という掛金加算分を定めるという形になります。何かあったときに3万円はお支払いしますよというような内容ではございません。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 すみません、よく分からないんですが、その産科医療保険制度に、まず産院が加入をしていることが、第一の条件ということになるのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりで、埼玉県内でいいますと、分晚医療機関、100%の医療機関がこの産科医療補償制度に加入しております。ただ、全国でいいますと、99.9%ということになっておりますが、そこに加入している医療機関で出産した場合は、その1万2,000円の掛金も含めて出産費を払うようになっております。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 その掛金というのは、誰が誰に払うものを言っているのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 医療機関が、民間の補償制度になるんですけども、日本医療機能評価機構という法人になるんですが、こちらに加入するために1万2,000円の掛金を支払うということになっております。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 その加入しているクリニック、病院で出産されたお子様が、不幸にも脳

性麻痺に該当した場合に、3万円を上限にというところの説明を、すみません、もう一度お願いします。何か掛金との関連があるみたいなご説明だったのですが。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 何かあった場合に3万円が支払われるということではなくて、何かあった場合に、その中で定められている補償が受けられるというものになります。

ですので、何かあったときに3万円を受けられるということではなくて、あくまでもその3万円といたしますのが、掛金の上限を定めているというものになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 そうすると、医療機関が払っている掛金が1万2,000円だったら、何かあったときといっても脳性麻痺ということですよ。その場合に、その1万2,000円を加算するということですか。親に。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 まず、出産育児一時金の50万円の内訳をご説明させていただきますと、本人支給分として、改正後48万8,000円。これに加算して、先ほど申し上げました掛金1万2,000円を加算することができるということで、合算で50万円の出産育児一時金になっております。その加算する金額についての上限を設けているということになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 すみません、その加算は、脳性麻痺になった場合ではなくて、一般の出産で加算されるということなんですか。この第36条の規定を勘案しというところとの関連がどうも分からないのですが、そこをご説明お願いします。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 先ほどの、まず1万2,000円の掛金といたしますのが、保険料です。保険を掛けて、何かあったときにその補償が受けられるという構造になっておりますので、

医療機関側が保険を掛けます。1万2,000円の保険を掛けて、それを被保険者の方が出産した場合に、その分を転嫁するという、ちょっと表現がいいか分かりませんが、その分が医療機関側から請求が上がってくるというものになっています。

ですので、あくまでも1万2,000円というものは、保険を掛ける。何かあったときに、保険を掛けたことによって、例えば脳性麻痺というような状況になったときに、それに対して補償を受けるための保険金ということになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 そうすると、保険が掛かっているクリニック、産科等で出産したときに、無事生まれたら、まず1万2,000円の加算があって、そして、脳性麻痺だったらさらに加算があり得るという理解でよろしいのでしょうか。

○五味雅美委員長 健康福祉統括監。

○松田 正健康福祉統括監 私から補足も含めてさせていただきたいと思います。

まず、分娩機関、産科医療機関です。こちらから、公益財団法人の、先ほど申し上げました日本医療機能評価機構、こちらに1万2,000円という形で、先ほどの脳性麻痺等があった場合の保険料を支払います。その公益財団法人から、損害保険会社にそのまま保険料1万2,000円が支払われまして、何か脳性麻痺とかがあった場合に、その補償料が妊産婦に支払われると、こういう制度になっております。

したがいまして、基本的に脳性麻痺になったかならないかということではなくて、それより前の事前の保険料、分娩機関が公益財団法人に保険料という形で支払っているということ、脳性麻痺になったかならないかの結果ではなくて、それより前に、なった場合の保険料という形で支払っているということでございます。

それと、3万円の上限額に関しましては、これは健康保険法施行令で上限額を3万円と定めているだけで、実質の保険料は1万2,000円ということなので、こちらは町の条例で規定させていただいているということでございます。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 保険金というのは、普通その給付条件があって、こういう場合には幾ら、こういう場合には幾らとなるものだと思うんですけども、そうすると、今のお話だと、保険料を1万2,000円掛けました。普通の出産でも1万2,000円戻ってきますと説明をされているようにずっと聞こえるんですが、それで、そういう理解でよろしいんですか。

また、何かあったときには、その1万2,000円の保険料を原資にした保険金の給付というのがあると思うんですけども、それは全くないということに、今の話だと、1万2,000円払うだけということになるんですが、そう聞こえるんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○五味雅美委員長 健康福祉統括監。

○松田 正健康福祉統括監 1万2,000円に関しましては、正常分娩だった場合には戻ってこないということになります。したがって、医療機関があくまでもその公益財団に保険料という形で、何かあったときに支払うということになっておりまして、何かあった場合には、その分が損害保険会社から出産した方に戻ってくるということです。正常分娩の場合には、一切、その支払われた1万2,000円は戻ってこないということになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 今のでしたら分かるんですから、先ほど来、課長からは50万円というふうな発言がありましたけれども、それはあくまでも脳性麻痺になった場合に戻ってくるお金がプラス1万2,000円あるということで、そうでない場合には1万2,000円の加算はなく、48万8,000円なんだと、そういうことですよね。

○五味雅美委員長 健康福祉統括監。

○松田 正健康福祉統括監 1万2,000円というのは、その産科医療補償機関が保険料を払った場合に、1万2,000円プラスされるということです。例えばA病院で出産をした。その産科医療機関が、この1万2,000円の、補償を受けるための1万2,000円を支払っていなかったら、その分の出産育児一時金は少なくなる。あくまでも出産した病院がこの1万2,000円の保険料を支払って、補償を受けた、補償を受けるという前提で保険料を支払った場合に、50万円が戻ってくるということです。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 何かかみ合っているようで、かみ合っていないんですが、要は保険を払っている病院で出産したときに、脳性麻痺だったら加算が1万2,000円あります。違うんですか。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

マイクに近づいてお答えください。

○久木良子保険医療課長 厚生労働省の資料によりますと、まず、先ほど来申し上げております1万2,000円が、産科医療補償制度の掛金。これを掛けることによって、何かあった補償の対象と認定されたお子様に対しまして、看護・介護のために準備一時金600万円と、あと補償分割金2,400万円、これは20年掛ける120万円となっております。総額で3,000万円が補償金として支払われると、これは厚生労働省ムページですが、そうっております。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 分かりました。

その保険料の掛金自体はクリニックが払うものだし、出産されたご本人には戻らないものというふうに理解しますが、それでよろしいんですよね。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 そうすると、その出産一時金は48万8,000円が標準で、保険、事故がない場合には48万8,000円だけですよね。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 本人支給分としては確かに48万8,000円なんですね。ただ、一律で産科医療補償制度の掛金が1万2,000円となっておりますので、その合算で50万円が出産育児一時金の金額となっております。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

[発言する人あり]

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 すみません、説明が足りませんでした。

事故がなくても50万円の支給額ということになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 保険金は事故がないと支払われません。ですが、保険が適用になってい

なくても1万2,000円下りてくるということですが、それは誰から、下りてくるんですか。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 出産費用として医療機関側から請求されますので、掛金も含めて50万円ということになります。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 もう一度整理しますと、保険料は1万2,000円です。保険料自体はクリニック等から日本医療機能評価機構に払われるものですが、実際には出産する本人が負担しています。その負担で1万2,000円があるので、48万8,000円と合わせて、これは町から50万円として給付しますと、そういう理解ですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 ただし、混乱した理由は、その保険料と保険金のところでいうと、あくまでもその1万2,000円の保険料が、普通の出産であれば保険金はゼロであって、保険金が下りるケースというのは、脳性麻痺になったときに、先ほどおっしゃった600万円から2,400万円云々というのは、その状況によって保険会社から下りてくるお金だと、こういうことでよろしかったでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長、いいですか。

○山野智彦副委員長 はい、分かりました。ありがとうございました。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 私も今調べましたら、保険料がゼロになるのではなくて、保険料は払うんですよ。何もなければ保険金は出ませんよね。脳性麻痺とかの事故があったら保険金が下りる。先ほど3,000万円とかそういう話ですけれども、それは保険ですから、掛金は1万2,000円でも、それぐらいないと、ほとんどの人は事故がないわけですから、1万2,000円というものを負担するんですけれども、その分は戻らないし、そして、それは町で負担しますよと。出産費用として出しますよということだと思います。

それで、この出産育児一時金なんですけれども、子育て支援ということで、分娩数、赤ちゃんがたくさん産まれるようにというような政策をしきりとやっておりますけれども、この国民健康保険会計で、出産育児一時金というのは、今に至るまで推移があると思うんですけれども、どんな金額が出されて現在に至っているのか、まず真っ先にお伺いいたします。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

青木委員。

○青木久男委員 委員長、時間もありますので、続きまして、それに従いまして、その政策に従いまして、町内出生者数の推移を併せてお伺いいたします。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 出産育児一時金の町の支給件数ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、まず、令和元年度からになります、件数が20件、令和2年度が19件、令

和3年度が29件……

○青木久男委員 そういうことを聞いているんじゃないくて、一時金の支給額の推移。42万円とか50万円。

○久木良子保険医療課長 失礼いたしました。

○青木久男委員 かつてはなかだったと思うんですよ。きっと我々が生まれたときは1銭も出なかった。まあ5万円ぐらい出たのか分かりませんが、それはどういうふうが増えていくかということを知っているんです。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

子育て支援課長。

○秋元和彦子育て支援課長 出生者の推移でございますが、過去3年で、令和元年度が出生数で284名、令和2年度が236名、令和3年度が279名となっております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 それを、今、2番目に聞いたので、最初に聞いた一時金の推移は、どのぐらい増えてきているのかということを知っているんですけれども。

○五味雅美委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を再開します。

保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 出産育児一時金の推移ということで、平成18年度から申し上げますと35万円、平成21年に原則38万円とされておりまして、それで、21年の10月には42万円で現

在に至るということになります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 現在幾らですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 町は、改正前で申し上げますと42万円です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 平成21年10月に42万円、このところと変わっていない、現在と変わっていないということですね。現在ですよ。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 現在は、そうですね。現在は42万円で、今回の改正で50万円に引き上げるという改正になっております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

48万8,000円プラス1万2,000円で50万円。これは先ほどの話から分かりました。

それで、分かりやすく説明するためにも、実際に……

○五味雅美委員長 いいですか。

○青木久男委員 どうぞ。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 すみません、先ほどの42万円に補足をさせていただきますと、現在、第2子以降は50万円の支給額となっております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

それで、実際住民の方が、これから1人産みますね。そうすると、幾ら支給されるんですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 改正後は50万円ということになります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうしますと、この条例の改正前には第2子以降に加算がありましたけれども、第2子、第3子を産んだ場合は幾ら支給されるんですか。これからですよ。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 50万円の支給になります。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 本当なら8万円プラスしてもおかしくない話なんですけれどもね。これは何のための8万円プラスの条例だったんでしょうか。第2子、第3子は大変ですから、出産一時金を増やしますよということで、それはいいことだということで8万円のプラスを認めて、第2子以降は42万円プラス8万円という話でやってきたわけです。50万円ね。

今回は、第2子も第3子も第4子も全部50万円ですよという話なんですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 出産育児一時金に関しましては50万円の支給となりますが、今回、国の基準が引き上げられましたことに伴いまして、今後、その第2子以降の50万円の支給をどうしようかという議論がある中で、国民健康保険加入者ということに限らず、その支援をもっと枠を広げて、広い範囲で支援をしていこうと、そういった話になりました。

その中で、子育て世帯の経済的負担、そういったものを軽減していくということで、シフトチェンジをするというか、また新たに令和5年度からそちらで支援をするという経緯がございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 妊娠して5万円、出産して1万円というような新年度の予算を審議しました。国民健康保険というのは伊奈町独自の制度ですから、多いほうがいいんですけども、8万円ではなくて、そちらの制度で我慢してくださいと、そういう話ですか。

○五味雅美委員長 健康福祉統括監。

○松田 正健康福祉統括監 補足をさせていただきますと、先ほどの話になりますが、今までは42万円の出産育児一時金に、第2子以降8万円を上乗せさせていただいたという状況でございます。これは当初の目的を達成したといえますか、数年経過して、なおかつ国民健康保険加入者に利益があったということでございますが、今回、令和5年度の当初予算を検討するに当たりまして、8万円の上乗せをどうするかというところの議論もあったんですが、今回は子育て応援事業、新たに第1子から3万円を給付する。これは、町民全員、全世帯に利益があるものですので、そちらの事業にシフトしていくという形で、近隣も8万円の上乗せをしているところはもう見直すという話もございましたので、今回は国の法令どおりに出産育児一時金はさせていただいて、それ以外の事業にその財源を投入するという形で検討させていただいたところでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 そういう説明なら理解できるんですけども、ただ、国民健康保険というのは、どちらかというと自営業者等が入っておられますね。どちらかというとあまり経済的なものでは、会社等の社会保険に入っている人たちとは異なるものがあるのかな。だから、町でも公費を繰り入れてやっているのかなと思うんですけども、分かりました。

そういうようなことであるならば、第2子以降の加算は国民健康保険ではなくなったということでよろしいですね。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 町長。

○大島 清町長 そのとおりなんですけれども、若い人は比較的社會保険に入っていられる方が多いので、子供を産んでくれるといいますか、そういう方々も社會保険の方々がかなり多いと。國民健康保険の方については、どっちかというと年配の方が入っていられるということがありまして、そうすると、負担的には結構多くなるかなと思うんですけども、1子から3万円出そうということで、1子、2子、3子、4子、もうとにかく3万円をいずれにしろ町負担として出そうというのが、今回の考え方なんです。

費用的には、かなり多くなるかなとは思っておりますけれども、いずれにしろ子供さんをたくさん産んでいただきたいという、そんな希望の中から、1子から出そうという、そんな思いでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

若い人が入っている健康保険組合ですね。勤め人が入っております、そういうようなところ、私は詳しくないんですけども、もし分かったら教えてほしいんですけども、この健康保険組合からの保健事業で、やはり子育て支援の一環として、2子以降には加算しますよ、これは健康保険組合によっていろいろあると思うんですけども、3子以降はさらに加算しますよとかと、現在ですよ、そういうのが国民健康保険と同じようにあるのかな、あるいはあったのかなということをお伺いしたいんですけども。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 ほかの組合等に関しましては、把握しておりません。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 国民健康保険の担当ですからほかはいいんですけれども、やはり住民の中には、国民健康保険だけでない人がたくさんおられるわけなんですけれども、そういう人たちはどのような健康保険組合で、例えば子育て支援で支援を受けているのかというようなことも、やはり私は熟知しておいたほうが、我々議論をするときにいいのではないかなと思いますので、ぜひそちらにも探りを入れるというのは変ですけれども、国民健康保険と健康保険組合、まあライバルとは言いませんけれども、どちらがいいかという、その政策を競うというようなことでも、相手はどんなことをやっているのかというのを調べておく必要があると思うんですけれども、そのことについて感想をお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 委員おっしゃいますとおり、今後しっかり勉強してまいりたいと考えております。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第22号議案 伊奈町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

ここで、執行部の退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移りますが、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、これで終わりたいと思うんですが、閉会の前に副委員長より挨拶をお願いします。

○山野智彦副委員長 このメンバーでの最後の質疑でございました。お疲れさまでした。

○五味雅美委員長 私からも一言。

最初に言いましたが、この任期最後の常任委員会ということで、2年間ありがとうございました。丸々コロナのさなかで、いろいろ委員会活動についても様々な制約を受けて思うようにいかなかったかと思います。また、途中で上野克也委員がお亡くなりになりまして、誠に残念なこともございました。

私の運営も不行き届きもあったかと思いますが、皆様のご協力で務めることができました。本当にありがとうございました。

これをもって閉会とします。大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分